

江戸川区再犯防止推進計画



令和5年3月
江戸川区

江戸川区再犯防止推進計画の策定にあたって

「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）は、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。地方自治体にも地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務があり、地方再犯防止推進計画を定める努力義務についても定められています。

本区は「ともに生きるまちを目指す条例」のもと、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現」を目指して、関係団体や区民の皆様と一体となってさまざまな取り組みを進めております。区内の刑法犯認知件数はピークだった平成12年の18,275件から、令和3年には3,369件まで減少しました。これは、地域の安全・安心のためにご尽力くださる皆様のおかげであると感謝申し上げますと同時に、本区の財産である「地域力」の賜物であると誇らしく思います。一方で、検挙者のうち約半数を再犯者が占めており、本区独自の再犯防止推進計画を策定することは、罪を犯した方の更生の一助となり、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現」に近づくための重要な取り組みであると考えました。

計画の策定にあたっては、関係団体や区関係職員によって構成する「江戸川区再犯防止推進計画検討委員会」を設置し、協議を重ねてまいりました。本計画は、現在実施されている事業や取り組みを、犯罪の予防や再犯の防止、犯罪被害者の減少という視点から、「安全で安心なまちづくりの推進」、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「非行の防止と学校と連携した修学支援の実施」、「民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進」の5つの分野にまとめた内容といたしました。

本計画の策定により、本区の事業や取り組みを体系化して展開していくことで、引き続き関係団体や区民の皆様と連携を図りながら、安全・安心なまちづくりをより一層推進してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたってご尽力をいただきました検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、心より厚くお礼申し上げます。



令和5年3月

江戸川区長 齊藤 猛

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
 - (1) 犯罪・再犯を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 国および東京都の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 区の計画策定までの動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 犯罪および再犯を取り巻く状況

- 1 区内の犯罪に関わる状況
 - (1) 刑法犯認知件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 刑法犯検挙者数（初犯・再犯）と再犯者率・・・・・・・・ 4
 - (3) 罪種別犯罪者数と再犯者率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 年代別の刑法犯検挙者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (5) 少年の検挙・補導人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (6) 検挙者数の犯行時の有職・無職者数・・・・・・・・・・ 6
 - (7) 保護観察取扱人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (8) 保護司の定数と充足率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 国および東京都の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 江戸川区再犯防止推進計画の重点課題

- 江戸川区再犯防止推進計画5つの重点課題・・・・・・・・・・ 9

第4章 現在実施されている再犯防止に係る事業・取り組み

- 1 安全で安心なまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 就労・住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進・・・・・・・・・・ 17
- 4 非行の防止と学校と連携した修学支援の実施・・・・・・・・ 22
- 5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進・・・・ 25

参考資料

- ・現在実施されている再犯防止に係る事業・取り組み一覧・・・・ 28
- ・再犯の防止等の推進に関する法律（概要）・・・・・・・・・・ 31
- ・国の再犯防止推進計画（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・計画策定までの検討体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・江戸川区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱・・・・・・・・ 35

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 犯罪・再犯を取り巻く現状

全国の刑法犯認知件数^{※1}は、平成15年に3,646,253件を記録して以降毎年減少しており、令和3年には568,104件と最小を更新しました。検挙者数^{※2}も平成15年に379,602人、令和3年は175,041人と減少しています。また同時期の江戸川区内の刑法犯認知件数においても、平成15年の17,641件から令和3年は3,369件と減少しています。

しかし再犯者率^{※3}に目を向けると、同時期の全国の再犯者率は平成15年の35.6%以降年々上昇し続け、令和2年には49.1%と過去最高を記録し、令和3年は若干減少したものの48.6%を記録しています。

再犯者の多くは出所後、帰るところや仕事がないことなど、社会に復帰するために多くの困難があり、結果として社会になじめずに再び罪を犯してしまうという悪循環に陥ることがあります。このようなことから、社会から孤立しない、拠り所の確保といった必要な支援を受けられるようにするための体制づくりを進めていくことが求められています。

* 刑法犯認知件数、検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移

		H12	H15	H29	H30	R1	R2	R3
全国	刑法犯認知件数(件)	3,256,109	3,646,253	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104
	(前年比)	-	-	△8.1	△10.7	△8.4	△17.9	△7.5
	検挙者数(人)	309,649	379,602	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041
	(前年比)	-	-	△5.0	△4.1	△6.5	△5.2	△4.1
	再犯者数(人)	104,004	135,295	104,774	100,601	93,967	89,667	85,032
	(前年比)	-	-	△5.0	△4.0	△6.6	△4.6	△5.2
	再犯者率(%)	33.6	35.6	48.7	48.8	48.8	49.1	48.6

(「令和4年版 犯罪白書」より) *20歳未満の統計も含む

		H12	H15	H29	H30	R1	R2	R3
江戸川区	刑法犯認知件数(件)	18,275	17,641	5,923	5,451	4,729	3,761	3,369
	(前年比)	-	-	△14.0	△8.0	△13.2	△20.5	△10.4
	検挙者数(人)	-	-	1,041	1,053	873	875	778
	(前年比)	-	-	-	0.2	△17.1	0.0	△11.1
	再犯者数(人)	-	-	508	557	496	477	443
	(前年比)	-	-	-	9.6	△11.0	△3.9	△0.1
	再犯者率(%)	-	-	48.8	52.9	56.8	54.5	56.9

(「警視庁の統計」および「東京矯正管区提供の資料」より)

*江戸川区の検挙者数、再犯者数、再犯者率は犯行時20歳以上の統計

※1 警察などにおいて発生を認知した事件の数

※2 警察などが検挙した事件の被疑者数

※3 検挙者数に占める再犯者の割合

(2) 国および東京都の動向

こうした状況から、国では平成 28 年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という）が成立しました。平成 29 年 12 月には、国としての「再犯防止推進計画」を閣議決定し、令和元年 12 月には再犯防止推進計画に基づき、「再犯防止推進計画加速化プラン」を閣議決定しました。

東京都においても、再犯防止推進法第 4 条第 2 項に地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、同第 8 条第 1 項に地方再犯防止推進計画の策定を定める努力義務が課されていることに基づいて、令和元年 7 月に、東京都としての「再犯防止推進計画」を策定しました。

また、東京都内においても地方自治体における再犯防止推進計画の策定が進んでおり、23区内では令和 4 年 8 月現在で 7 区が独自の再犯防止に関する計画を策定しています。

(3) 区の計画策定までの動向

本区はこれまで、地域の皆様と力を合わせてさまざまな課題に取り組み、施策を進めてきました。「ともに生きるまちを目指す条例」の制定や、2100 年の江戸川区を描いた「共生社会ビジョン」の策定など、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の実現を目指しています。

罪を犯した方には、社会から孤立してしまった人、住むところや仕事が見つからない人、高齢者や障害者など福祉の支援を必要とする人など、背景はさまざまです。これらの人の中にはせっかく出所しても社会になじむことができず、再び罪を犯してしまう事例も見られます。

これらの経緯から、犯罪・再犯の防止、犯罪被害者にならないための「江戸川区再犯防止推進計画」を策定することとなりました。

2 計画の目的

刑法犯認知件数や検挙者数は減少していますが、再犯者率は約半数を占めるまでに増加しています。本計画は、罪を犯したか否かを問わず、広く区民に提供している事業や取り組みを体系化して展開することで、犯罪・再犯の防止、犯罪被害者の減少につなげることを目的としています。そしてこれは、本区が目指す「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」である共生社会の実現に向けた取り組みの一つでもあります。

3 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止計画として位置づけま
す。

4 計画の期間

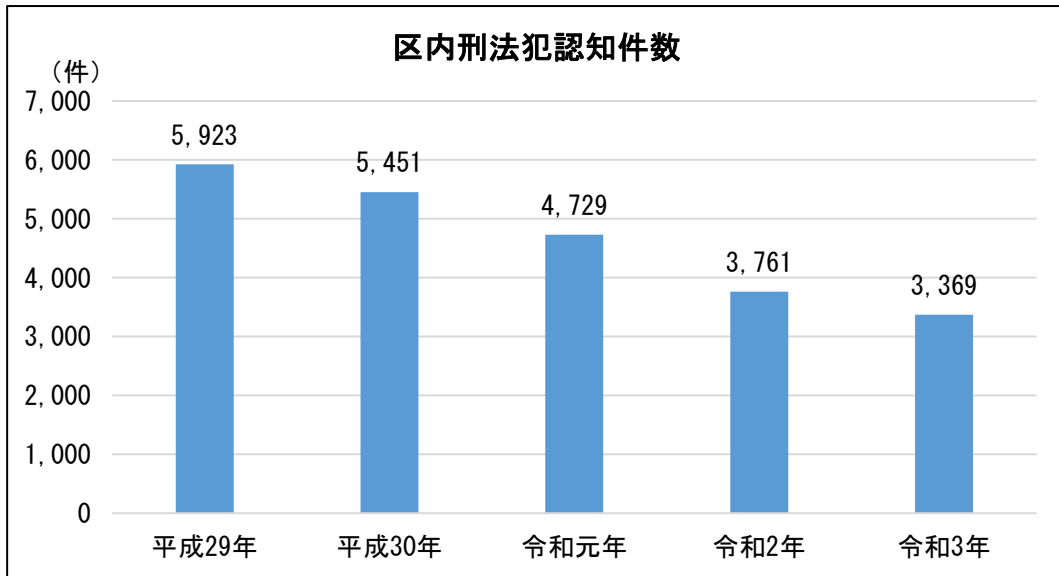
令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

第2章 犯罪および再犯を取り巻く状況

1 区内の犯罪に関わる状況

(1) 刑法犯認知件数

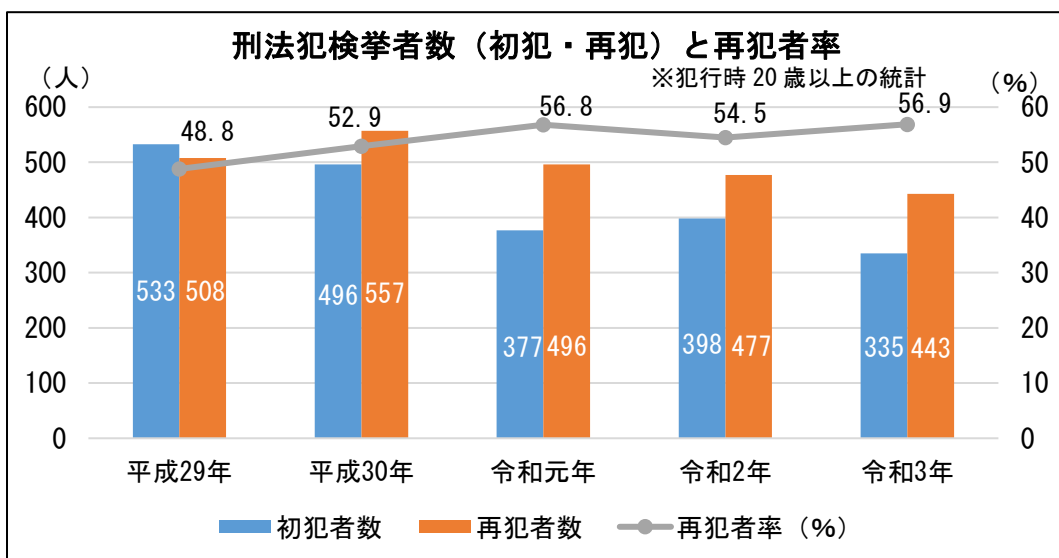
区内の刑法犯認知件数は減少しており、令和3年における刑法犯認知件数は3,369件で、過去最少を記録しています。



(「警視庁の統計」より)

(2) 刑法犯検挙者数(初犯・再犯)と再犯者率

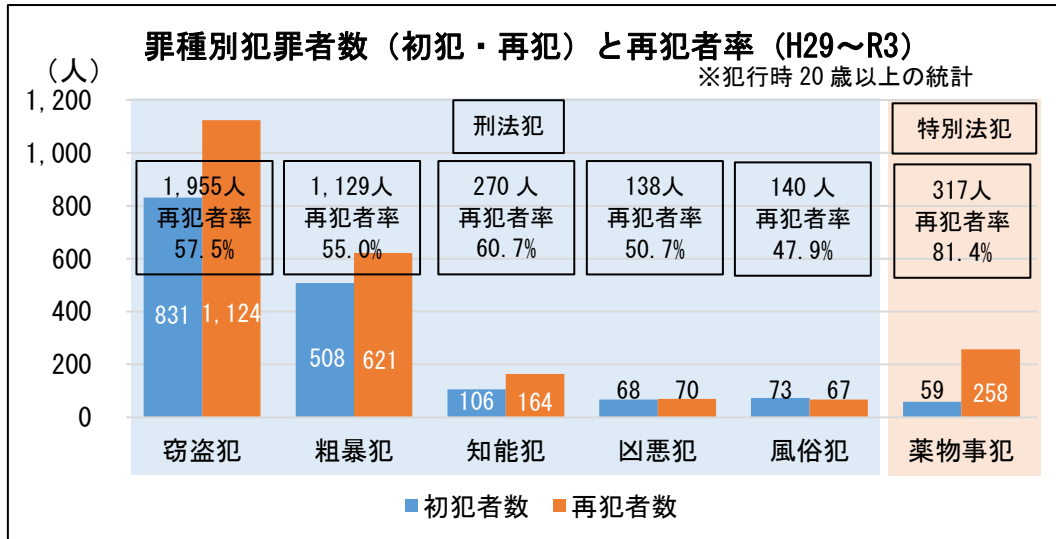
区内の刑法犯における検挙者数は、平成29年から令和3年にかけて263人減少しました。一方で平成30年以降は再犯者率が50%を超えるようになり、令和3年の再犯者率は直近5年間で一番高くなりました。



(「東京矯正管区提供の資料」より)

(3) 罪種別犯罪者数と再犯者率

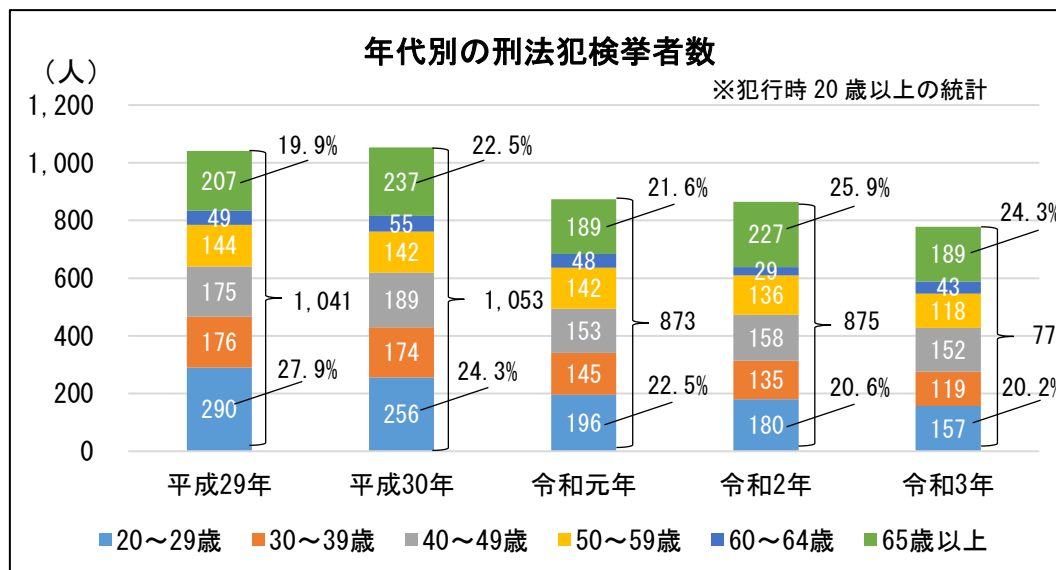
平成29年から令和3年の5年間の合計において、区内の刑法犯を種別ごと※1に見ると、窃盗犯と粗暴犯の2分野が多くなっています。また、再犯者率は窃盗犯、粗暴犯、知能犯の3分野が高い傾向にあります。そして特別法犯に該当する薬物事犯の再犯者率は、刑法犯の再犯者率と比較して、とくに高いことがわかります。



(「東京矯正管区提供の資料」より)

(4) 年代別の刑法犯検挙者数

区内の刑法犯検挙者数を年代別に見ると、平成29年から令和元年までは20～29歳の世代の刑法犯検挙者数の割合が一番高い状況にありましたが、令和2年以降は65歳以上の割合が一番高くなりました。また多くの年代は検挙者数が減少傾向であるのに対して、65歳以上は増減を繰り返しています。

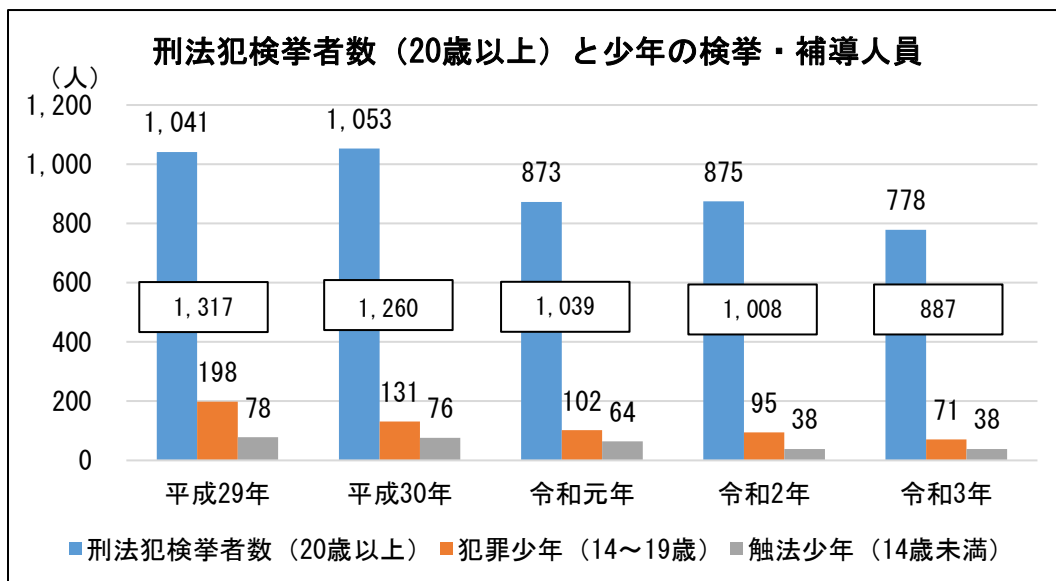


(「東京矯正管区提供の資料」より)

※1 【窃盗犯】窃盗 【粗暴犯】凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝 【知能犯】詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任 【凶悪犯】殺人、強盗、放火、強制性交等 【風俗犯】賭博、わいせつ 【薬物事犯】覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法

(5) 少年の検挙・補導人員

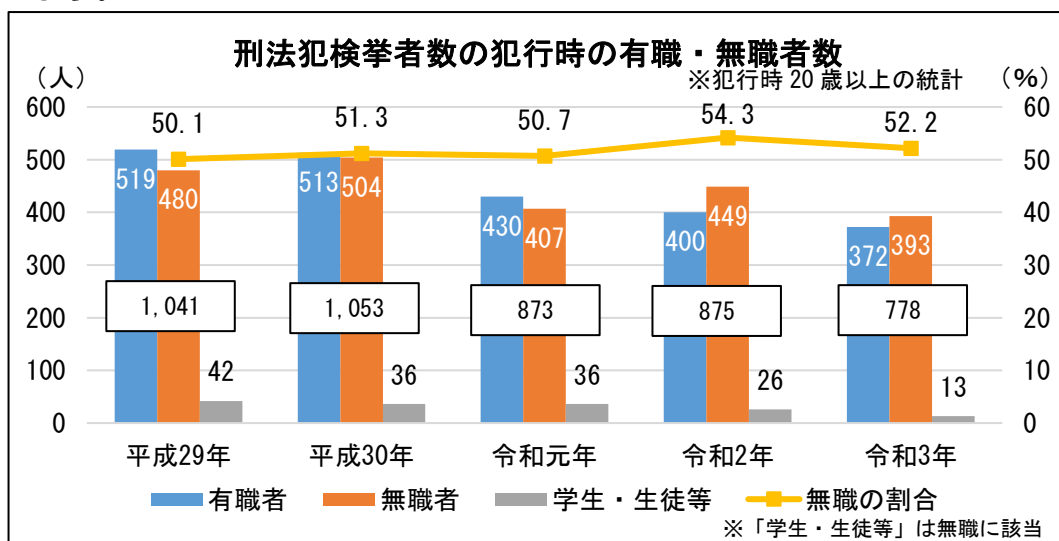
区内の刑法犯検挙者数と少年^{※1}の検挙・補導人員は減少傾向にあります。なお、直近の令和3年には109人の少年が検挙・補導されていますが、これは全体の約12%にあたり、検挙・補導された者の約8人に1人は少年であることがわかります。



（「警視庁の統計」および「東京矯正管区提供の資料」より）

(6) 検挙者数の犯行時の有職・無職者数

区内の刑法犯検挙者を犯行時の有職・無職者数で見ると、平成29年から令和3年の5年間においては、検挙者の50%を超える人が無職者および学生・生徒等であることが出ています。



（「東京矯正管区提供の資料」より）

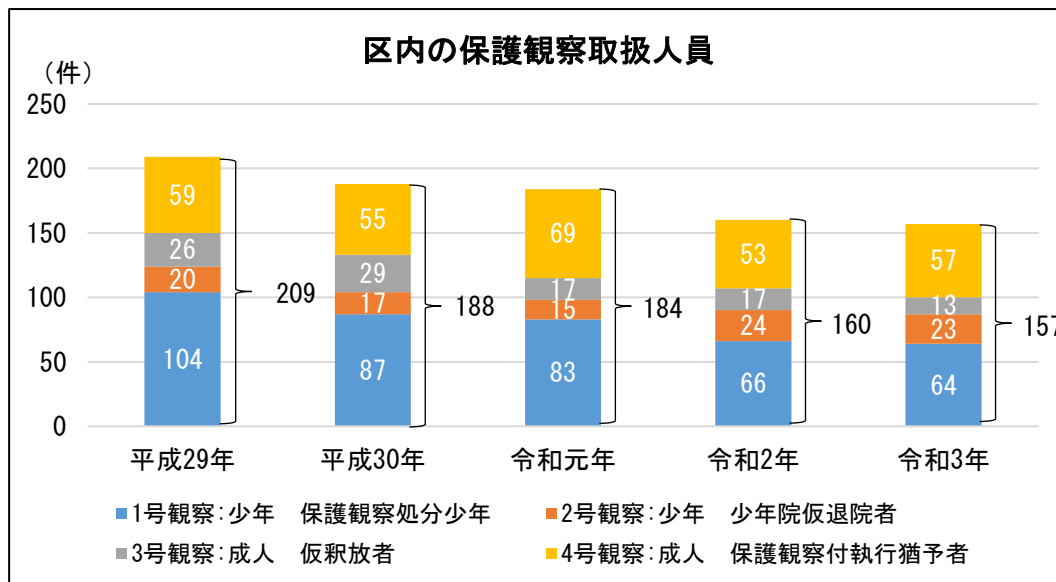
※1：20歳に満たない者

【犯罪少年】14歳以上で罪を犯した少年 【触法少年】14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

(7) 保護観察取扱人員

過去5年において、区内の保護観察対象者は減少しています。しかし令和3年の時点でも150人を超える保護観察対象者がいます。

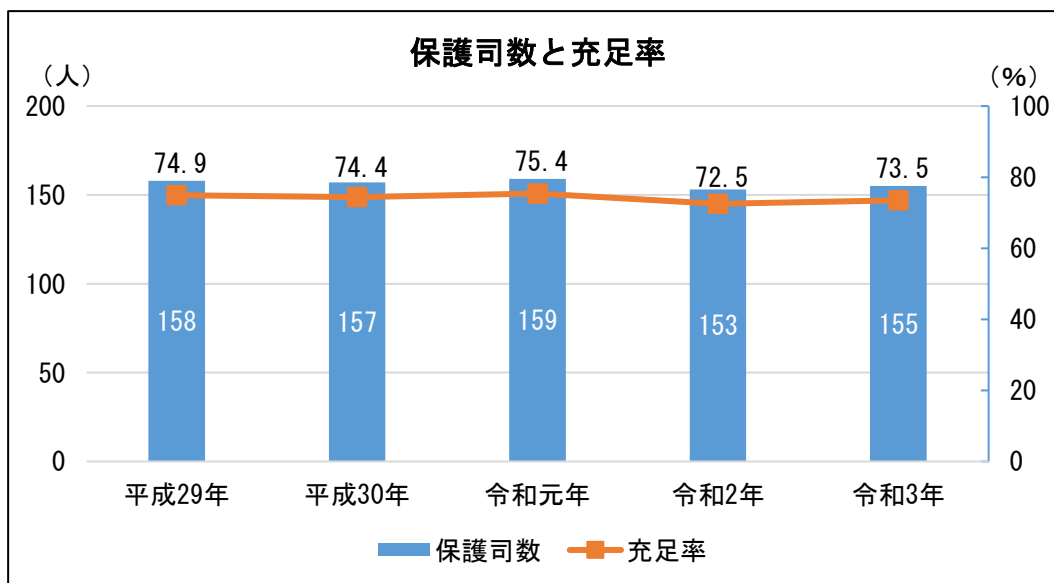
対象者は各年とも1号観察（保護観察処分少年）と4号観察（保護観察付執行猶予者）で80%前後を占めています。



(「法務省 東京保護観察所提供の統計資料」より)
※各年1月1日時点

(8) 保護司の定数と充足率

江戸川区の保護司定数は211人と定められています。しかし実際には約150人前後、充足率は80%に満たない状況が続いており、更生保護行政の重要な役割を担っている保護司が不足しています。



(「法務省 東京保護観察所提供の統計資料」より)
※各年1月1日時点

2 国および東京都の取り組み

国の再犯防止推進計画では再犯防止推進法に基づいて、「5つの基本方針」を定め、「7つの重点課題」を中心とした計画を策定しました。

それを受けて、東京都の再犯防止推進計画は、「6つの重点課題」を定めて再犯防止に向けた取り組みを推進しています。

国の5つの基本方針

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

国および東京都再犯防止推進計画の重点課題

国の再犯防止推進計画の重点課題	東京都再犯防止推進計画の重点課題
①就労・住居の確保	①就労・住居の確保等のための取組
②保健医療・福祉サービスの利用の促進	②保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
③学校等と連携した修学支援	③非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
④特性に応じた効果的な指導	④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援のための取組
⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
⑥地域公共団体との連携強化	⑥再犯防止のための連携体制の整備等のための取組
⑦関係機関の人的・物的体制の整備	

第3章 江戸川区再犯防止推進計画の重点課題

国や東京都が再犯防止推進計画に掲げる重点課題を勘案して、計画を策定します。そして、犯罪の発生を予防することが再犯の防止や区民の犯罪被害を抑制することにもつながると考えて、「安全・安心に暮らせるまちづくり」のさらなる推進を目指します。また、罪を犯す方、犯した方の境遇は多岐にわたるため、現在区内で実施されている事業や取り組みを確認し、重点課題ごとに取りまとめた計画を策定します。

江戸川区再犯防止推進計画 5つの重点課題

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

犯罪の発生を予防することが再犯の防止や区民の犯罪被害を抑制することにもつながります。犯罪の予防はもちろんですが、区民の防犯意識の向上を図り、犯罪や犯罪被害の起きにくい安全で安心なまちの実現を目指します。

(2) 就労・住居の確保

充実した生活を送るためには、暮らしの環境を整えることが重要です。就労や住居の確保など、身の回りのサポート体制を整え、誰もが充実した暮らしを継続することができるまちの実現を目指します。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障害者など、医療・福祉を必要とする方に対してのサポート体制を整えることで、年齢や障害の有無に関係なく、誰もが健康に暮らすことができるまちの実現を目指します。

(4) 非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

非行の防止は子どもへの支援はもちろんですが、当事者を取り巻く環境に目を向けることも重要です。学校や家庭、地域と連携することによって子どもたちへのサポート体制を整え、すべての子どもたちが健全に成長していくことのできるまちの実現を目指します。

(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進

防犯や犯罪当事者への指導は民間協力者の方々の協力により支えられています。引き続き更生保護活動の促進と、罪を犯した方の更生についてそれぞれの立場から理解を深めて、立ち直ろうとする人を受け入れ、見守ることができるまちの実現を目指します。

第4章 現在実施されている再犯防止に係る事業・取り組み

本計画では、5つの重点課題に関する主な取り組みとして、罪を犯した者等か否かを問わず、広く区民を対象に提供している各種サービス等で、犯罪防止および再犯防止、更生保護につながる取り組みを掲載しています。

1 安全で安心なまちづくりの推進

現状と課題

《防犯対策》

区内における令和3年の刑法犯認知件数は3,369件で戦後最少を更新し、最も多かった平成12年の18,275件と比べて14,906件減少しています。減少率は81.6%で、これは減少数、減少率とも23区で最も大きな数字です。これまで区内各地で実施されてきたパトロールや自転車盗難対策、防犯カメラの設置など、区民と行政が力を合わせて推し進めてきた「安全で安心なまちづくり」が成果を挙げています。引き続き防犯対策を強化して、安全で安心なまちの実現を推進します。

《地域との連携》

地域における人と人とのつながりの希薄化は「周囲への無関心」、「見て見ぬふり」など、地域社会の犯罪を防止する力の低下に直結します。安全で安心なまちの実現のためには、防犯対策はもちろんですが、地域のつながりを強固なものにしていくことで、お互いが助け、支えあうことができる環境をつくることも重要です。

具体的な事業および取り組み

《防犯に関する事業・取り組み》

防犯協会（小松川・葛西・小岩）【地域防災課】

防犯協会は、区内3警察署の管轄ごとに、町会・自治会などの地域団体を中心に構成された組織です。事務局は各警察署内にあり、警察との連携により、主に地域の防犯意識の向上を図るための活動を行っています。また、各地域団体の防犯活動を支援する役割も担っています。

防犯だより【地域防災課】

区では、区内の各種犯罪発生状況や防犯に関する情報を掲載した防犯だよりを発行しています。町会や自治会などにタイムリーな情報提供や注意喚起を行い、地域の防犯意識の向上を図っています。

防犯カメラ設置に関する補助【地域防災課】

区では、安全で安心なまちづくりのため、地域団体（町会・自治会・商店会など）による街頭防犯カメラの設置費用の補助を行い、設置を推進しています。街頭防犯カメラは犯罪の抑止力としての効果があるだけでなく、各種犯罪の犯人検挙にも大きく貢献しています。

防災行政無線で特殊詐欺情報をお知らせ【地域防災課】

特殊詐欺被害を未然に防ぐため、区では区内警察署からの情報提供に基づき、「アポ電」（警察官などをかたった詐欺の電話）が発生している地域に対して、防災行政無線を活用してリアルタイムで注意喚起放送を行っています。

自転車盗ゼロ作戦【地域防災課】

近年、区内の刑法犯認知件数の約3分の1を自転車盗が占めています。自転車盗は青少年も手を染めやすい身近な犯罪であると言われていますが、この自転車盗の抑止と防犯意識の向上、青少年の健全育成を図ることを目的に、学校・地域・警察・区が協働して、平成18年より自転車盗ゼロ作戦を行っています。中学生を中心とした「盗難自転車なくし隊」を結成し、駅や商業施設、集合住宅などを中心に啓発活動を行っています。

安全・安心パトロール（青パト）【地域防災課】

青色回転灯を装着したパトロールカー（青パト）3台で区内を365日くまなく巡回しながら、各種広報活動や若者・高齢者などへの声かけ、登下校時の見守り活動などを行い、日夜、各種犯罪の防止に努めています。また、区の庁用車に「安全・安心パトロール」と書かれたマグネットシートを貼って走行することで、区内に目を光らせながら、地域の防犯意識の向上を図っています。

えどがわメールニュース【防災危機管理課】

区内における災害や防犯に関する情報など、様々な情報を広く区民の皆さんにお知らせするための、登録制のメール配信サービスです。防犯関連情報として、不審者の出没情報や特殊詐欺の「アポ電」などの情報を発信し、区民の皆さんに注意喚起を行っています。

環境をよくする運動【環境課】

私たちを取り巻く環境問題に地域の方々が中心となり、住みよい環境づくりのためにさまざまな活動を推進するのが「環境をよくする運動」です。その先頭に立って区内6地区の協議会（中央・小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨）が中心となって、ごみのポイ捨てから防犯・防災活動、地球温暖化対策まで幅広く活動しています。

消費者教育【地域振興課】

衣食住や通信、環境、お金のことなど消費生活に役立つ基礎知識を学ぶ消費者教室の開催や悪質商法防止や消費生活の知識に関する、勉強会・講座・講演会などへ講師を派遣しています。また、消費者トラブルを防ぐ方法や暮らしに役立つ知識を学べるDVDの無料貸し出し、商品選択や最近の契約トラブル、製品の安全情報など消費生活に役立つ情報誌を発行しています。

交通安全教室の実施【施設管理課】

小・中学校での交通安全教室をはじめ、くすのきクラブ、保育園や各種団体に出向いての教室開催など、交通ルールやマナーについて警察署や関係機関と連携し実施しています。

私道防犯灯助成事業【保全課】

町会・自治会等が私道における防犯灯の新設・更新時のLED化および管理に対する助成を適切に行っています。

安心して歩ける道づくり【保全課】

指定されている22路線で重点パトロールをし、路面状況・街路樹・街路灯・交通安全施設等の良好な維持管理を行っています。

小学生への防犯ブザーの配布【学務課】

小学生の通学時の安全確保のため、防犯ブザーを無償で配布しています。

地域安全マップの作成【教育指導課】

児童が自ら通学路等を点検して、近所の方や通行人から見えにくい場所等を地図に表す地域安全マップの作成を区立小学校で行っています。地図を作成する過程で、児童に犯罪が起こりやすい場所を判断する力を身に付けさせ、危険な場所には近づかない、警戒する意識を育てています。

セーフティ教室【教育指導課】

児童・生徒の非行を防止し、犯罪被害から守るための取り組みとして、学校・家庭・地域社会・関係機関等の連携によるセーフティ教室を全区立小・中学校で実施しています。外部人材を講師として招き、犯罪に巻き込まれないための身の守り方や飲酒・喫煙の誘いを断る方法、インターネット・SNSトラブルの回避方法等を学んでいます。

《地域との連携に関する事業・取り組み》

江戸川区連合町会連絡協議会【地域振興課】

生活に密着した地域課題に、町会・自治会が主体となって課題解決にあたり、安全で安心な住みよいコミュニティの実現に区と協働で取り組んでいます。

江戸川区民まつり・地域まつり・区民運動会【地域振興課】

多世代交流の機会を創出し、地域の絆を深めることで地域コミュニティの活性化を図り、顔の見える関係づくりを推進することで、安全で安心なまちづくりの実現に大きく貢献しています。

江戸川区地域見守り名簿の作成【福祉推進課】

年齢等の要件に該当した方で本人同意を得た方の名簿を作成し、協定を結んだ町会・自治会、なごみの家、民生委員、区内消防署・警察署へ名簿の提供をしています。名簿の情報をもとに、それぞれの地域で日常的な見守り活動を行っています。

2 就労・住居の確保

現状と課題

《就労支援》

「令和4年版犯罪白書」によると、刑務所に再び入所した者のうち再犯時に無職だった者が男性 71.4%、女性 85.1%ととても高く、出所後に就労先を確保することの重要さがわかります。しかし、前科があることや、求職活動を行う上で必要な知識・資格を有していないために、就職活動が思うようにできないこと、一度就職してもすぐに離職してしまうなどの課題があります。

《住居確保》

2021年の「矯正統計年報」によると、刑務所等からの満期出所者 6,676人のうち、2,844人が適当な住居を確保されないまま出所しています。そして、これらの者が再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている者と比較して短い傾向にあります。再び罪を起こさないためには、出所後の生活基盤を確保する必要があります。

具体的な事業および取り組み

《就労支援に関する事業・取り組み》

就労相談窓口【地域振興課】

生活相談員が就労に関する相談を通じて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適性診断、応募書類の書き方、面接対策など、個々に適したサービスや支援機関の案内を通じて、就労に向けた取り組みのサポートを行っています。

ほっとワークえどがわ【地域振興課】

区とハローワーク木場で、就労支援を一体的に実施するための協定を結んでおり、ほっとワークえどがわでは職業相談・職業紹介を行っています。

内職相談・あっ旋【地域振興課】

内職をご希望の区民の方に、登録のある事業所の求人紹介・あっ旋を行っています。

若者きずな塾【地域振興課】

参加者同士の交流や、テーマに沿ったワークショップ、塾長からのアドバイスを通じてコミュニケーションスキルや就職のための自信を身に付け、自立・就職を目指す「一步を踏み出すきっかけ作り」の場として実施しています。

就労に役立つ初心者向けパソコン教室【地域振興課】

パソコンを使った仕事への就職を目指すにあたり、パソコン操作に不安がある方を対象に、履歴書、職務経歴書等を作成しながら、Word・Excelの基本的な操作の個別指導を行っています。

就労支援セミナー【地域振興課】

ハローワーク木場や東京しごとセンターと共催で、年齢層別、女性向け等各種セミナーや面接会を実施し、就職に繋げる支援を行っています。

生活一時資金貸付【地域振興課】

疾病、災害、冠婚葬祭、入学等の理由により、生活費が一時的に不足し、他から資金を借りることが困難な区民に対して生活資金を貸付します。連帯保証人、就業していること等の条件があります。

みんなの就労センター【福祉推進課】

労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業を通じて就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を發揮できる就労の場の確保および提供を行っています。また、地域の企業へ就労促進を目的とした啓発活動や就業機会の開拓も行っています。

高齢者就労支援事業【福祉推進課（江戸川区シルバー人材センター）】

江戸川区シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区や国、東京都からの支援を受けて運営されている公益法人です。

企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、会員（原則60歳以上の区民の方が入会できます）となった高齢者に「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」を提供し、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進めています。

障害者就労支援センターの運営【障害者福祉課】

区内に住む障害のある方に、企業等への就労に関する相談や支援を行っています。企業等への就職を希望する方、すでに企業等で就労している方へ、関係機関やハローワークなどと連携しながら、就労面と就労に伴う生活面の支援を行います。また、区内企業等からも障害者雇用に関するご相談をお受けして、雇用の拡大や理解促進も図っています。

くらしごと相談室【生活援護第一課、第二課、第三課】

暮らしや仕事に関する困りごとなど、複合的な課題を抱える生活困窮者を広く受け止め、専門の支援員が様々な相談に対応します。支援にあたっては、相談者の状況に応じた個別の支援計画を作成し、関係機関と連携しながら就労等の自立に向けた支援を行います。また直ちに就労することが困難な方については、一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立の段階から有期で実施します。

ひとり親相談室すずらん【児童家庭課】

区内在住で、18歳まで（障害がある場合は20歳未満）の子どもがいるひとり親の方を対象に、ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、子育てや生活に関する内容から就業紹介まで、専門の相談員がワンストップで相談に応じています。

《住居確保に関する事業・取り組み》

居住支援事業【福祉推進課】

住宅の入居の相談をお受けし熟年者に親切な不動産店の紹介や、居住支援協議会の関係部署へのご案内を行っています。

区営住宅、都営住宅【福祉推進課】

住宅に困窮する低所得者を対象に、区が管理する区営住宅と都が管理する都営住宅の入居募集のご案内を行い、生活の安定と福祉の増進を行っています。

住居確保給付金【生活援護第一課、第二課、第三課】

離職等による収入減少から経済的に困窮しており、住居を失った方、または失うおそれのある方に、家賃基準額を上限とした家賃相当額を支給します。住居確保給付金は、収入等の申請要件を満たし、就労能力および就労意欲がある方が対象となりますので、支給を受けるためにはくらしごと相談室で自立相談支援を受け、積極的な求職活動や定期的な状況報告を行う必要があります。

生活保護【生活援護第一課、第二課、第三課】

生活保護は、病気や高齢で働けなくなったり、家計を支えていた人が亡くなったりする等の事情で、資産や能力等あらゆるものを活用しても、なお生活に困っている方に必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労や生活全般の相談を受けるなどにより、再び自立した生活を送れるよう必要な支援を行っていく制度です。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

現状と課題

《高齢者又は障害のある方などへの支援》

「令和4年版犯罪白書」によると、高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は20.7%で全世代の中で最も高くなっています。また、知的障害のある受刑者についても全般的に再犯に至るまでの期間が短いことから、適切な支援を実施して、生活の安定や充実を図ることが重要です。

《薬物依存を有する者への支援》

薬物による犯罪は再犯者率が非常に高い傾向にあります。薬物による再犯を防ぐためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、適切な治療・支援を受けることで回復することができる病気であることを認識させ、治療・支援を継続的に受けられる体制を整えることが必要です。

具体的な事業および取り組み

《高齢者又は障害のある方などへの支援》

民生委員・児童委員【福祉推進課】

民生委員・児童委員は、地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員（民間ボランティア）です。問題を抱えている人や支援を求めている人からの相談に応じ、必要な援助にあたるるとともに、福祉事務所や児童相談所等の行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。

安心生活センター（成年後見相談事業）【福祉推進課（社会福祉協議会）】

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などを守る制度です。

安心生活センター（安心生活サポート事業）【福祉推進課（社会福祉協議会）】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の権利擁護を図り、安心して自立した地域生活を送ることができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

なごみの家【福祉推進課（社会福祉協議会）】

なごみの家は地域の身近な相談窓口として「なんでも相談」を実施しています。日常生活の困りごとや相談先が分からないことなど分野を問わず相談をお受けしています。また、ふらっと立ち寄れる誰でも利用できる「居場所」でもあります。日頃より、区民や関係機関、行政機関などと地域活動や相談支援等を通じて連携を図り、地域のつながりをつくっています。

社会福祉協議会【福祉推進課（社会福祉協議会）】

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて都道府県および各市区町村に設置されています。地域の方々と一体となって、区民の福祉増進を図る事を目的とし、熟年者や障害者への支援、生活困窮者への福祉資金や総合支援資金などの貸付などを行っています。

熟年相談室（地域包括支援センター）【介護保険課】

高齢者の身近な相談窓口として、熟年相談室を区内18か所、分室を9か所設置しています。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師・認知症地域支援推進員等の専門職が、熟年者の方やご家族の方、地域の方々からの介護や認知症など、あらゆる相談を受け支援します。また、申請等の受理および介護に関する助言等を行います。

認知症サポーター養成講座【介護保険課】

認知症の進行状況に合わせ適切なサービス・支援ができるよう、認知症の人とその家族を地域で支えるため、ネットワーク作りを実施します。小学生から大人まで、認知症について正しく理解し、困っている状況を見かけたら手助けできる人材の育成を目指します。

オレンジ協力隊認定事業【介護保険課】

「認知症の方にやさしいまち・えどがわ」を目指し、認知症サポーター養成講座を受講した商店・事業者・学校・町会自治会等を「えどがわオレンジ協力隊」として認定しステッカーの交付とHPにおける顕彰を実施します。

介護予防教室・介護者交流会【介護保険課】

健康で生き生きと暮らしていくための介護予防教室を開催します。また、在宅で熟年者を介護している家族の方を対象に、介護の知識を学び、介護者同士の交流を図ります。

認知症総合支援事業【介護保険課】

認知症サポート医・精神保健福祉士等が、電話や対面による相談対応を行っています。また、講演会などを通じた医療と福祉の連携強化と区民・関係機関への認知症関連情報の提供を行います。また、認知症支援コーディネーターを中心とした、複数の専門職による認知症初期集中支援チームを形成し、訪問など初期支援を包括的に行います。

認知症あんしん検診事業【介護保険課】

認知症の早期発見・対応につなげるため、認知機能検査を実施します。認知機能の低下の兆候が見られる方に受診券を送付し、専門医の検診を促します。

高齢者虐待防止の推進【介護保険課】

被虐待者および養護者への支援、虐待の早期発見、通報事案への迅速な対応、虐待防止への周知啓発等、各関係機関が連携しながら、高齢者への虐待を防止する取り組みを推進していきます。

養護老人ホームへの入所【介護保険課】

原則、65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、在宅において日常生活を送ることが困難な方を対象とした施設です。入所判定委員会での判定を経て、施設の受託により入所します。

基幹相談支援センター【障害者福祉課】

身体障害者、知的障害者および精神障害者やその家族の方からの相談等の業務を総合的に行います。障害福祉に関するサービスや各種相談について、どこに連絡して良いかわからない場合には、こちらにお問い合わせください。

身体障害者相談【障害者福祉課】

障害のある方や難病の方が安心して生活を送るため、さまざまな相談に応じています。身体障害者手帳の申請受付やそれぞれの障害の状況に合わせた障害者福祉サービス等のご案内や手続き、事業者などの紹介を行っています。

知的障害者相談【障害者福祉課】

知的障害がある方が安心して生活を送ることができるよう、様々な相談に応じています。それぞれの障害の状況に合わせた障害者福祉サービス等のご案内や手続き、事業者などの紹介を行っています。

身体障害者相談員・知的障害者相談員【障害者福祉課】

区長から委託された民間の協力者です。障害がある方やその家族などから、障害者の生活上のさまざまな相談に応じています。また、障害と障害者に対する理解と認識の普及啓発に努めるなど、地域活動を行っています。

障害者理解【障害者福祉課】

区民に対し、障害者と健常者との交流の機会の提供や障害者の生活や特性を知る機会を通して障害当事者の理解を深めていきます。

障害者権利擁護【障害者福祉課】

障害者虐待防止法・障害者差別解消法について、区民の方に広く周知し、障害者虐待や合理的配慮等についての理解促進を図っています。

生活保護【生活援護課第一課、第二課、第三課】※再掲載

※16ページ「生活保護」と同様

自立支援医療【保健予防課】

精神疾患の治療のために通院されている方を対象に、治療費の負担を軽減する制度です。この制度は精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療および薬代も対象としています。

総合相談会【保健予防課】

毎月1回、大切ないのちを守るために、弁護士・中小企業診断士・消費者センター職員・ハローワーク職員・くらしごと相談室職員・保健師などの専門家が一堂に会して相談を受けつけ、支援につなぐワンストップサービスです。

こころの健康相談【健康サービス課 各健康サポートセンター】

こころの健康を保ち、精神疾患の早期発見と治療を促すために、精神科医師や保健師が相談をお受けします。

《薬物依存を有する方への支援》

こころの健康相談【健康サービス課 各健康サポートセンター】

※上記「こころの健康相談」と同様

酒害相談（依存症の相談を含む）【健康サービス課 中央健康サポートセンター】

アルコール関連問題に悩む本人と家族が、問題を解決し健康な生活を送ることができるように、相談を受けて専門医療機関等に適切に繋がります。酒害相談の前に各健康サポートセンターの地区担当保健師がご相談を受け付けます。

4 非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

現状と課題

《非行・犯罪の防止》

子どもが非行に及ぶ理由としては、家庭環境や生活環境、社会環境等が大きく影響していると言われています。非行や犯罪に陥った人の立ち直りを支援し、地域社会の一員として社会に復帰させるためには、学習や就学支援、就労の確保など、自立を促すことができる環境を整える必要があります。

《学習支援等の充実》

今では大多数の人が高等学校、大学・短期大学や専門学校に進学しています。しかしその一方で、「国の再犯防止推進計画」によると平成 28 年度の少年院入院者の 28.9%、入所受刑者の 37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。高等学校に進学しても、非行に陥る段階又は非行を原因として高等学校を中退してしまう人も多く、少年院入院者の 36.8%、入所受刑者の 24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

《青少年健全育成の充実》

非行に陥った子どもへの支援は大切ですが、そもそも非行に陥ることのないように、子どもの健全育成を進めていくことが重要です。子どもの育成を家庭だけの問題とするのではなく、行政や地域が連携して、子どもの健全育成を助け、見守っていかねばいけません。

具体的な事業および取り組み

《非行・犯罪の防止のための事業・取り組み》

非行相談【援助課】

警察署からの通告や保護者からの相談を受けて、児童福祉司や児童心理司が児童や保護者と面接します。非行事実や非行に至った背景を調査・アセスメントし、再発防止に向けた指導・助言を行います。

東京都薬物乱用防止推進江戸川区地区協議会【生活衛生課】

東京都薬物乱用防止指導員は各団体（保護司会、青少年委員、薬剤師会等）から区長の推薦を受け、都知事から委嘱されています。覚醒剤等の依存性のある薬物の乱用防止を目的としています。学校での薬物乱用防止教室の開催や薬物乱用防止ポスター・標語コンクール、街頭活動などを通じて、違法薬物に決して手を出さない「ダメ。ゼッタイ。」を合言葉に犯罪予防の啓発活動を行っています。

《学習支援等の充実に向けた事業・取り組み》

ひとり親家庭への融資（東京都母子および父子福祉資金）【児童家庭課】

母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方への貸付金です。経済的に自立して安定した生活を送るために必要な、修学・就学支度等、12種類の資金をお貸ししています。

就学援助制度【学務課】

江戸川区内在住で経済的に就学が困難なご家庭に、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度です。所得制限があります。

小中学校学習支援「学力向上事業」【教育指導課】

民間委託事業者による放課後補習教室を全区立小・中学校で実施しています。各学校に講師が毎日派遣され、学習に困難をきたしている児童・生徒に対して、個に応じた指導が行われます。児童・生徒は帰宅せずに補習に参加することができ、少人数の落ち着いた環境で自分のペースで学習することができます。

スクールカウンセラー【教育指導課】

児童・生徒の心理的な悩みに関して、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることのできるスクールカウンセラーが、東京都から全区立小・中学校に派遣されています。小学5年の児童および中学1年の生徒を対象とした全員面接をはじめ、学校内で児童・生徒が相談しやすい環境の充実を図っています。

スクールソーシャルワーカー【教育指導課】

問題を抱える幼児・児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけ、関係機関等との連携・調整を行うスクールソーシャルワーカーが、定期的に全区立小・中学校、幼稚園を巡回しています。幼児・児童・生徒が、自らの力で問題の解決を図れるようにする支援の一端を担い、主に環境面からサポートを行っています。

学校サポート事業【教育研究所】

学校サポート教室は、不登校傾向の児童・生徒に基礎学力の補充を行う場として区内に6か所あります。自己決定する力を高めさせ、社会的に自立できるよう支援しています。スタッフ一同は、一人一人のペースを大切にしながら、安全で安心な居場所となるよう心掛け、自身の成長を感じられる学び場となるよう努めています。学習支援や楽しい行事のほかに、心理士の資格を持つ職員による児童・生徒や保護者からの相談にも応じています。

《青少年健全育成の充実に向けた事業・取り組み》

江戸川区青少年育成地区委員会【健全育成課】

地域社会における青少年の健全育成を目的とし、関係団体相互の連絡調整や、非行防止パトロールなど地域の実情に応じた施策を実施しています。地域ごとに 17 の地区委員会が活動しています。

江戸川区青少年委員会【健全育成課】

青少年委員同士の連絡・情報交換・研修等の場として組織されています。7つの地区部会を基礎的単位として、区内の青少年を健全に育成するための実践活動を行っています。

共育プラザ事業【健全育成課】

共育プラザは主に中学生・高校生世代を対象として、安心して過ごせる居場所の提供や音楽、スポーツ、ダンス、調理等主体的な活動の支援を行っています。また、不登校等の児童を対象とした学習・食育支援「コースサポート事業」も実施しており、この事業に参加することにより学校の出席扱いになる等、学校と連携した支援を行っています。

江戸川区要保護児童対策地域協議会【相談課】

虐待を受けているなど、保護を必要とする子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関（警察や少年センター、保護司会、青少年育成地区委員会など）が、その子ども等についての情報や考え方を共有し連携しています。また、児童虐待防止についての広報啓発活動も行っています。

放課後児童健全育成事業【教育推進課】

児童福祉法に基づき、保護者が就労等で家庭に不在となる児童に、放課後、適切な遊び場および生活の場を提供し、健全育成を図ります。届け出をした区内民間事業者がそれぞれ運営しています。

なお、すくすくスクールは児童福祉法に基づかない区独自事業ですが放課後健全育成事業の要素も有しています。

すくすくスクール【教育推進課】

すくすくスクールは、学校・地域・保護者の連携により多くの大人と交流することで、児童の創造性・自主性・社会性を養い、豊かな人間性を育てていく事業です。具体的には、小学校の放課後や休業日の学校施設を利用し、児童が自由に参加するすくすく登録と保護者が就労等している児童の学童クラブ登録があります。登録に関係なく一体で活動し、地域との連携により、世代を超えた様々な体験ができるような活動を展開しています。

5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進

現状と課題

《民間協力者の活動の促進》

区内の犯罪をした者等の指導・支援においては、保護司会、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement。非行を犯した少年達に兄妹のような存在として活動するボランティア）などの更生保護ボランティア団体に協力をいただいています。しかし、保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域における人間関係の希薄化などによって、同様の体制の確保や活動が難しい状況にあります。保護司適任者に関する情報提供、区職員の推薦や保護司が自宅以外で面接できる場所の確保等が必要となっています。

《広報・啓発活動の促進》

犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すことは当然ですが、社会において孤立することのないように、更生保護活動の広報・啓発活動によって、罪を犯した方に対する区民の理解と協力を得るための支援が必要です。

具体的な事業および取り組み

《民間協力者の活動の促進に関する事業・取り組み》

江戸川区保護司会【総務課】

保護司は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間ボランティア）です。社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の更生を助けるとともに、犯罪の予防に努め、個人および公共の福祉に寄与することを使命としています。主な業務としては保護観察を受けている人への面接を通じた指導・助言、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の環境調整、犯罪予防の啓発活動などを行っています。

保護司の人材確保【総務課】

近年、保護司は高齢化や希望者の減少等により適任者の確保が困難になっています。江戸川区における保護司の定数は211名ですが、充足率は約70%程度にとどまっています。このような状況に対して、区は保護司活動を希望する職員を募り、人材発掘を行っています。

活動拠点の提供【総務課】

保護司会の活動拠点として、「更生保護サポートセンター」を提供しています。会の集まりや、面談場所として利用されています。

江戸川区保護司会への補助金の交付【総務課】

江戸川区保護司会の行事の実施や会の活動に関わる経費を補助対象経費として、補助金を交付しています。

江戸川区更生保護女性会【総務課】

「女性ならではの」の立場から、罪を犯した方や非行に陥った方の立ち直りを支援することを目的とした女性ボランティア団体です。また更生保護の他にも、すすすくスクールで読み聞かせや華道、茶道、フラダンスなどを実施して、子どもの健全育成や地域の子育て支援にも力を注いでおり、より良い社会の実現に向けて活動しています。

《広報・啓発活動の促進に関する事業・取り組み》

小松川警察署・葛西警察署・小岩警察署【地域防災課】

区では、日頃から区内3警察署と連携をとりながら情報共有を行い、防災行政無線やメールニュースなどによる速やかな情報発信を行うことで、注意喚起や各種犯罪の防止に努めています。また、防犯協会などと共同で各種防犯啓発キャンペーンを行いながら、地域の防犯意識の向上を図っています。

防犯協会（小松川・葛西・小岩）【地域防災課】※再掲載

※10ページ「防犯協会（小松川・葛西・小岩）」と同様

社会を明るくする運動【総務課】

すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とした、法務省が主唱する全国的な運動です。毎年7月は強調月間に位置付け、区と保護司会や更生保護女性会、BBS会が協働して駅前での広報・啓発活動や、区民の理解を得るための講演会や中学生標語コンクールを実施しています。

更生保護活動に対する表彰【総務課】

区では長年にわたり更生保護活動にご尽力いただいた方に対して、表彰を行っています。

民生委員・児童委員【福祉推進課】※再掲載

※17ページ「民生委員・児童委員」と同様

参 考 资 料

現在実施されている再犯防止に係る事業・取り組み一覧

1 安全で安心なまちづくりの推進

事業・取り組み	担当課	掲載ページ
《防犯対策》		
防犯協会（小松川・葛西・小岩）	地域防災課	10
防犯だより	地域防災課	10
防犯カメラ設置に関する補助	地域防災課	11
防災行政無線で特殊詐欺情報をお知らせ	地域防災課	11
自転車盗ゼロ作戦	地域防災課	11
安全・安心パトロール	地域防災課	11
えどがわメールニュース	防災危機管理課	11
環境をよくする運動	環境課	12
消費者教育	地域振興課	12
交通安全教室の実施	施設管理課	12
私道防犯灯助成事業	保全課	12
安心して歩ける道づくり	保全課	12
小学生への防犯ブザーの配布	学務課	12
地域安全マップの作成	教育指導課	12
セーフティ教室	教育指導課	13
《地域との連携》		
江戸川区連合町会連絡協議会	地域振興課	13
江戸川区民まつり・地域まつり・区民運動会	地域振興課	13
江戸川区地域見守り名簿の作成	福祉推進課	13

2 就労・住居の確保

事業・取り組み	担当課	掲載ページ
《就労支援》		
就労相談窓口	地域振興課	14
ほっとワークえどがわ	地域振興課	14
内職相談・あっ旋	地域振興課	14
若者きずな塾	地域振興課	14
就労に役立つ初心者向けパソコン教室	地域振興課	15
就労支援セミナー	地域振興課	15
生活一時資金貸付	地域振興課	15
みんなの就労センター	福祉推進課	15
高齢者就労支援事業	福祉推進課（江戸川区シルバー人材センター）	15
障害者就労支援センターの運営	障害者福祉課	15
くらしごと相談室	生活援護第一課、第二課、第三課	16
ひとり親相談室すずらん	児童家庭課	16
《住居確保》		
居住支援事業	福祉推進課	16
区営住宅、都営住宅	福祉推進課	16
住居確保給付金	生活援護第一課、第二課、第三課	16
生活保護	生活援護第一課、第二課、第三課	16

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

事業・取り組み	担当課	掲載ページ
《高齢者または障害のある方などへの支援》		
民生委員・児童委員	福祉推進課	17
安心生活センター（成年後見相談事業）	福祉推進課（社会福祉協議会）	17
安心生活センター（安心生活サポート事業）	福祉推進課（社会福祉協議会）	17
なごみの家	福祉推進課（社会福祉協議会）	18
社会福祉協議会	福祉推進課（社会福祉協議会）	18
熟年相談室（地域包括支援センター）	介護保険課	18
認知症サポーター養成講座	介護保険課	18
オレンジ協力隊認定事業	介護保険課	18
介護予防教室・介護者交流会	介護保険課	18
認知症総合支援事業	介護保険課	19
認知症あんしん検診事業	介護保険課	19
高齢者虐待防止の推進	介護保険課	19
養護老人ホームへの入所	介護保険課	19
基幹相談支援センター	障害者福祉課	19
身体障害者相談	障害者福祉課	19
知的障害者相談	障害者福祉課	19
身体障害者相談員・知的障害者相談員	障害者福祉課	20
障害者理解	障害者福祉課	20
障害者権利擁護	障害者福祉課	20
生活保護 ※再掲載	生活援護第一課、第二課、第三課	20
自立支援医療	保健予防課	20
総合相談会	保健予防課	20
こころの健康相談	健康サービス課 各健康サポートセンター	20
《薬物依存を有する方への支援》		
こころの健康相談 ※再掲載	健康サービス課 各健康サポートセンター	20
酒害相談（依存症の相談を含む）	健康サービス課 中央健康サポートセンター	21

4 非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

事業・取り組み	担当課	掲載ページ
《非行・犯罪の防止》		
非行相談	援助課	22
東京都薬物乱用防止推進江戸川区地区協議会	生活衛生課	22
《学習支援等の充実》		
ひとり親家庭への融資（東京都母子及び父子福祉資金）	児童家庭課	23
就学援助制度	学務課	23
小中学校学習支援「学力向上事業」	教育指導課	23
スクールカウンセラー	教育指導課	23
スクールソーシャルワーカー	教育指導課	23
学校サポート事業	教育研究所	23
《青少年健全育成の充実》		
江戸川区青少年育成地区委員会	健全育成課	24
江戸川区青少年委員会	健全育成課	24
共育プラザ事業	健全育成課	24
江戸川区要保護児童対策地域協議会	相談課	24
放課後児童健全育成事業	教育推進課	24
すくすくスクール	教育推進課	24

5 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の促進

事業・取り組み	担当課	掲載ページ
《民間協力者の活動の促進》		
江戸川区保護司会	総務課	25
保護司の人材確保	総務課	25
活動拠点の提供	総務課	25
江戸川区保護司会への補助金の交付	総務課	26
江戸川区更生保護女性会	総務課	26
《広報・啓発活動の促進》		
小松川警察署・葛西警察署・小岩警察署	地域防災課	26
防犯協会（小松川・葛西・小岩） ※再掲載	地域防災課	26
社会を明るくする運動	総務課	26
更生保護活動に対する表彰	総務課	26
民生委員・児童委員 ※再掲載	福祉推進課	26

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

※国の再犯防止推進計画（概要）

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでは、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

計画策定までの検討体制と経過

当計画の策定にあたっては、各関係団体と区関係職員で構成する「江戸川区再犯防止推進計画検討委員会」を設置し、検討を進めてまいりました。また、パブリック・コメントを実施し、区民の皆様から当計画へのご意見を頂戴いたしました。

	経 過
令和4年	
9月1日	「江戸川区再犯防止推進計画検討委員会」設置要綱を制定
9月9日	「第1回 江戸川区再犯防止推進計画検討委員会」の開催 【法務省 東京保護観察所より】 ・再犯防止推進計画策定に関する基礎的情報 ・再犯防止推進計画策定に関するポイント 【事務局より】 ・江戸川区再犯防止推進計画の概要説明
11月11日	「第2回 江戸川区再犯防止推進計画検討委員会」の開催 【事務局より】 ・立ち直りの当事者と語る再犯防止（映像視聴） ・江戸川区再犯防止推進計画案の説明
令和5年	
1月15日	パブリック・コメントの実施（～30日まで） ※提出意見数：1件
2月9日	「第3回 江戸川区再犯防止推進計画検討委員会」の開催 【事務局より】 ・パブリック・コメントの結果報告 ・「江戸川区再犯防止推進計画」の説明
3月28日	「江戸川区再犯防止推進計画」の公表

江戸川区再犯防止推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「推進計画」という）を策定するため、江戸川区再犯防止推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、推進計画の策定に関する事項を検討する。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、推進計画の検討が終了する日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議は、原則非公開とする。

3 委員は、必要と認められる場合は、ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）により、検討委員会に出席することができる。

(委員以外の出席等)

第6条 検討委員会は、必要があると認めたときには、委員以外の者に対し、検討委員会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

江戸川区保護司会会長
江戸川区更生保護女性会会長
江戸川区連合町会連絡協議会会長
江戸川区青少年育成地区委員長会会長
江戸川区民生・児童委員協議会会長
江戸川区社会福祉協議会事務局長
小松川防犯協会会長
葛西防犯協会会長
小岩防犯協会会長
警視庁小松川警察署生活安全課長
警視庁葛西警察署生活安全課長
警視庁小岩警察署生活安全課長
警視庁江戸川少年センター所長
法務省東京保護観察所民間活動支援専門官
江戸川区危機管理部長
江戸川区総務部長
江戸川区文化共育部長
江戸川区生活振興部長
江戸川区福祉部長
江戸川区子ども家庭部長
江戸川区健康部長
江戸川区教育委員会事務局教育推進課長
江戸川区教育委員会事務局教育指導課長

江戸川区再犯防止推進計画
令和5年3月

江戸川区総務部総務課総務係
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
TEL 03 (3652) 1151 (代表)